

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>三橋6丁目の信号ありの交差点は、まだ医院の西側歩道がすっきりしていないようだが、すっきりしてはどうか。</p> <p>大宮西警察署と雷おこしの間の道路を、バイパスから左折して利用すれば、文化センター通りの交通が、いくらか緩和されるのではないか。</p>	<p>三橋6丁目交差点に隣接している医院の西側歩道につきましては、ご指摘のとおり、現在のところ連続性が確保されておりません。歩道整備にあたっては、地権者等のご協力が必要となりますので、事業化が可能であるかを調査、検討してまいります。</p> <p>また、大宮西警察署と雷おこしの間の市道30921号線についてですが、当該道路の整備時の協議の結果、現在の状況となったことが考えられることから、新大宮バイパスと接続することで、通過車両の増加が懸念され、住環境が変化することから、沿道の方々を含めた周辺住民の方々が改修を要望されるのであれば、関係機関（大宮国道事務所、大宮西警察署）との協議を行ってまいります。</p> <p>【回答作成課：建設局土木部道路環境課】</p>
2	<p>大谷本郷さいたま線は、まだ医院の反対側の歩道が雨天時に冠水するので対策してほしい。</p> <p>また、文化センター通りのイオン側の歩道が震災時のままになっているので、舗装しなおしてほしい。</p>	<p>現地を確認のうえ、対応させていただきます。</p> <p>【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p> <p>当該箇所につきまして、現地及び過去履歴を確認したところ、道路冠水の通報は、平成23年度に一度ありましたが、集水柵の取付管への枯葉の詰りが原因であり、清掃後は排水機能上、問題ございません。</p> <p>文化センター通りのイオン側の歩道につきましては、一部舗装の破損が見受けられましたので、今年度、予算執行状況を確認しながら、修繕させていただきます。</p> <p>【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p>
3	<p>平成23年度に、大谷本郷さいたま線の三橋6丁目から青葉園までの側溝蓋を交換していただいた。しかし、青葉園から南の並木橋までは、一部のU字溝蓋を交換してもらったが、まだ交換されていない部分が多く、既存側溝蓋は、経年劣化により破損している箇所が多く、通学児童の安全確保のためにも、青葉園から並木橋までの側溝蓋交換を改めてお願いしたい。</p>	<p>ご要望の青葉園から並木橋までの区間につきましては、過年度に、一部のU字溝蓋を約100m新しい蓋に交換しましたが、まだ交換できていない部分が約600mあります。延長が長いことから、蓋交換に伴う費用も多額となりますので、年次計画をもって、順次対応していきたいと考えております。</p> <p>【回答作成課：建設局北部建設事務所道路維持課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>当町内において、ここ数年来空き家が増えており、いずれ問題が顕在化するであろうと憂慮している。例えば、①景観の悪化 ②防災防犯機能の低下 ③火災発生の誘発 ④ゴミの不法投棄誘発等の環境面への悪影響である。</p> <p>現時点では、大きな悪影響が出ていないと思料するが、当町内の住環境は、急テンポで変化している。よって、現時点での実態を把握し、具体的な施策を推し進めないと、安心・安全のまちづくりはとても望めない。</p> <p>「空き家等の適正管理に関する条例」を平成25年1月1日さいたま市が施行して以降、自治体（市本庁、西区役所）が実行した具体的内容と今後予定している具体案をロードマップで示してほしい。</p>	<p>本市では、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」の施行以降、市民の方々から、適正に管理されていない空き家について相談があった場合には、所有者や管理者による適正な管理が行われるよう、条例に基づき、指導等の対応をしております。</p> <p>平成25年度（4月～3月）1年間の実績としましては、市全体で238件の相談があり、調査中のものなどを除き、186件の空き家の所有者等に対して、状態の改善についての指導、又は適正な管理についての助言を行いました。そのうち、西区では、19件の相談があり、17件の空き家の所有者等に対して、指導又は助言を行っております。</p> <p>空き家は、その所有者の財産であり、憲法で保障される財産権に関するものであることなど、問題の解決に向けては難しい課題を伴っておりますが、本市では、今後も、条例に基づく対応を適切に行っていくとともに、条例の運用において生じる課題を把握しながら、適正に管理されていない空き家の解消につながる実効性のある事業の実施に向けて、関係法令を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、現在、空き家対策については、新法案が国会に提出される見通しとの情報があり、今後、国の法整備の状況を注視しながら、本市の空き家対策についても検討してまいります。</p> <p>なお、西区の状況でございますが、平成26年6月末現在で、条例施行以降、平成24年度が8件の相談があり、5件が改善され、平成25年度は、19件の相談があり、13件が改善されておりますが、西区役所で指導を行いました、改善が見られず、環境局環境共生部環境総務課に引き継いだものも、2件ございます。平成26年度につきましては、6件の相談を受け指導をしているところでございます。</p> <p>この状況の中で、内野地区内につきましては、6件の相談を受けており、三橋6丁目地内につきましては、平成25年度に1件、平成26年度に1件の計2件の相談を受けており、1件が改善され、1件が指導中でございます。</p> <p>なお、空き家についての対応の流れでございますが、区民から適正管理されていない空き家の相談があった場合、現地、所有者の調査を行い、所有者に対して改善指導をするよう、文書にて、最大3回まで通知をいたします。改善されない場合には、区役所から環境局環境共生部環境総務課へ引継ぎ、同課で催告、命令を行い、改善されない場合は、所有者の氏名と住所を公表していくこととなります。また、ロードマップにつきましては、財産権という問題もあり、お示しできるものがない状況でございますが、西区役所といたしましても、空き家の改善に向け努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>【回答作成課：環境局環境共生部環境総務課／西区役所くらし応援室】</p>
5	<p>大宮三橋西団地南側水路から、悪臭が風に乘って部屋の中に届き、また、水路にごみ（枯れ葉・ポイ捨てのごみ等）が溜まる。水路に蓋を設置するか、清掃してほしい。</p>	<p>本市で管理する排水路につきましては、雨水の速やかな排除施設として、重要な役割を持つことから、治水安全上の観点、さらには、浚渫や清掃等の維持管理を行う上で支障となるため、原則として、水路の蓋かけは行っておりません。</p> <p>今後におきましても、清掃等の施設管理を適時進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、草刈りにつきましては、7月末から8月上旬に実施する予定です。</p> <p>【回答作成課：建設局下水道部下水道維持管理課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>宮前町一丁目自治会館の東側道路との境界杭が未確認のため、図面にない。官民境界確認作業を進めていただきたい。（ブロック塀工事希望のため）</p>	<p>宮前町一丁目自治会館の南側道路(市道30990号線)と西側道路(市道30991号線)に関しては、平成4年度に、官民境界が確定(受付番号〇建4-245)していますが、東側道路(市道30993号線)に関しては、官民境界が確定していません。</p> <p>本市が毎年度実施している区域線測量業務では、今後数年かけて、市全域の官民境界の確認を実施し、図面を完成させる予定です。</p> <p>今回の対象地を含めた周辺地区の区域線測量業務については、平成30年度頃を予定しています。</p> <p>つきましては、上記年度以前に、対象地の官民境界を確定する場合には、関係地権者から建設局北部建設事務所土木管理課へ市有地等境界確認申請書を提出していただき、通常の境界確認業務として対応してまいります。</p> <p>なお、境界確認に関しては、申請から現地での立会いまでに、通常2ヵ月程度かかることをご理解のうえ、申請していただきますようお願いいたします。</p> <p>【回答作成課:建設局北部建設事務所土木管理課】</p>
7	<p>宮前町1098番地トンネル付近の階段コンクリートが崩れている。補修計画をお願いしたい。</p>	<p>ご質問いただきました道路階段の補修計画についてでございますが、現場を確認したところ、ご指摘のとおり、階段コンクリートに破損が見受けられました。また、手すりのある転落防止柵にも腐食が見られ、緊急性があることから、西区役所くらし応援室にて階段及び転落防止柵の修繕をすで実施いたしました。</p> <p>今後とも迅速に対応してまいりますので、お気づきの点がございましたら、西区役所くらし応援室まで、ご連絡をお願いいたします。</p> <p>【回答作成課:西区役所くらし応援室】</p>
8	<p>宮前町531番地付近の道路舗装に穴があり、時々、くらし応援室に補修していただいている。広い範囲がひび割れているため、やり直しの計画をお願いしたい。</p>	<p>ご質問いただきました宮前町531番地付近の道路「市道31006号線」は、県道上野さいたま線から国道17号(新大宮バイパス)上り車線に通じる側道へ接道しており、車両交通量が多いことから、部分的に道路舗装が傷み、その都度、補修工事を行って対応しておりましたが、道路舗装の傷みが進行し、全面的な道路修繕工事を行う必要性が生じていると見受けられました。</p> <p>今年度、予算執行状況を確認しつつ、早期に全面的な道路修繕工事を発注して対応したいと考えておりますが、予算状況によりましては、年次計画として来年度、予算要求を行って対応させていただく場合がございますので、その際は、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【回答作成課:建設局北部建設事務所道路維持課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>・収集規定があるなら教えてほしい。 ・収集所の設置主体は誰か。 ・自治会の立場はどうか。 ・収集所に利用者を明示することは可能か。 ・収集所に管理者を明示することは可能か。 （設置申請に自治会長の承認が必要であること の関係において）</p>	<p>・収集規定があるなら教えてほしい。 ⇒本市では、「さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱（平成21年6月30日告示第702号）」を定めております。 ・収集所の設置主体は誰か。 ⇒同要綱では、次のとおり定めております。 要綱第2条 （4）設置対象事業 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ア 同一の、又は隣接した敷地に5戸以上の住宅等を新築する事業（住宅等の新築後1年以内に同一の者が当該住宅等と同一の、又は隣接した敷地に住宅等を新築し、又は当該住宅等を増築する場合にあっては、それらの戸数を合算した戸数が5戸以上となる場合を含む。） イ 既存の住宅等にごみ収集所を新設し、又は既存のごみ収集所の形状を変更する事業 （5）事業者 設置対象事業を行う者をいう。 要綱第3条 事業者は、設置対象事業を行うに当たっては、この告示に定める事項を遵守して、適切にごみ収集所を設置しなければならない。 ・自治会の立場はどうか。 ⇒ごみ収集所の設置や管理におきまして、利用者や近隣住民が快く収集所をお使いいただくため、事前に自治会に確認をお願いしております。 ・収集所に利用者を明示することは可能か。 ⇒収集所の管理は利用者が行うことから本市が是非を判断することは難しいですが、明示する利用者には個人情報の取り扱いも含めた十分な理解が前提となります。 ・収集所に管理者を明示することは可能か。 ⇒利用者明示と同様でございます。 【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
10	<p>収集後、種類別に終了表示ができないか。例えば、缶収集後、びん、ペットボトルが残っているため、缶を出していくことが多々あるため。 カラスよけネットの収集後の措置について、ネットを上げたまま終了すると、更にカラスによる被害が発生する。</p>	<p>ごみ収集については、従前より、午前8時30分までの排出をお願いしていることから、それ以降のごみ収集の作業終了時間を明示することは難しいので、ご理解・ご協力を賜りたいと考えております。 なお、啓発看板の作成、設置については、ご相談いただければ対応いたします。 また、ごみの収集作業途中でその場を離れる場合には、ネットをかぶせるよう指導しております。 【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
11	<p>日本語を理解できない外国人に対し、分類やごみ出し日を知らせる告知板を作ってほしい。</p>	<p>英語については、既存の日本語の下に英語表記が記載されている告知板を既に用意しております。その他の言語については検討中です。 【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
12	<p>ゴミの収集所を設けていない昔からのアパート等について、収集所を設けるように行政からも依頼に協力していただけないか。</p>	<p>環境局資源循環推進部廃棄物対策課にお伝えします。 【回答作成課：西区役所暮らし応援室】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>平成25年度対話集会での質問時、三橋6丁目交差点近辺については、平成26年度前期までに対応するとのことだったが、どうなったのか。</p>	<p>再度、建設局北部建設事務所道路維持課へお話があったことをお伝えいたします。 【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p> <p>所管であります建設局北部建設事務所道路維持課へ情報提供しました。 【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p>
14	<p>宮前町531番地先の信号について、大変渋滞している。時間差にしてはどうか。</p>	<p>過去の対話集会を含め何度もお話があり、大宮西警察署へ要望させていただいていますが、難しいとの回答がありました。また、交差点改良による右折レーンの設置につきましては、道路管理者である建設局土木部道路環境課より、拡幅による右折レーンの設置については予定がありませんとの回答があり、右折レーンの設置につきまして、西区役所も必要性を認識し、再度、同課へ要請をした経緯がございます。なお、信号機につきましては、改めて、大宮西警察署へ要望いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p> <p>宮前町の交差点渋滞の改善につきまして、右折帯設置有無の観点から建設局土木部道路環境課がお答えいたします。 まず、右折帯設置のための必要延長につきましては、道路構造令によると、専用レーンを設ける右折車線長としましては、少なくとも50mが必要であり、また、ふくらみをもたせる右折避讓帯長としましては、およそ45mを必要とする結果となりますが、現地は、国道17号バイパスを抜けたトンネルの出口から交差点前停止線までの延長が約29mであり、必要延長と比べ短いため、設置が困難となります。</p> <p>また、幅員につきましては、現在、道路幅員が約11mあり、幅員構成は、車道幅員が約3.0～3.2m、歩道幅員（片側）が約1.6m、路肩（片側）が1.5m、擁壁が幅0.7～0.9mで両側に存在しています。現況幅において右折避讓帯の必要幅である1.5mを確保しようとする、歩行者等が通行している歩道および路側帯を削ることとなるため適当ではなく、また用地拡幅により右折帯を設置すると、擁壁や家屋への影響が発生するため、道路拡幅についても難しい状況です。</p> <p>以上のことから、道路管理者としては、右折帯設置は困難と考えます。 【回答作成課：建設局土木部道路環境課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>毎月、内野公民館で子育てサロンをしているが、月に1度しかできない。馬宮地区、植水地区には児童センターがあり、指扇地区には子育て支援センターがあるため、随時行くことができる。内野地区にも随時行けるような場所を設けてほしい。可能であれば、三橋総合公園のような、屋外だけでなく屋内もある場所がよいと思う。</p>	<p>児童センターの利用は地区の方だけが利用できるものではないです。 また、利用回数につきましては、地区ごとにどの程度差があるか確認してまいります。その中で、利用回数にばらつきがあるようであれば、公的な資源は限られておりますので、新しい児童センターを作るとなると難しいかと思われませんが、今ある施設の中でそうした活動に利用できる場所があるかどうか、回数を増やすことは可能かどうか、検討してまいります。 【回答作成課：西区役所健康福祉部支援課】</p> <p>子育てサロンにつきましては、地域主体で開催されている貴重な事業であり、継続した事業となるよう今後とも支援してまいります。 西区には、現在、親子同士のふれあいの場・子育て中の方との出会いの場として、子育てサロンのほか、児童センターが2施設（植水、馬宮）、単独型の子育て支援センターが1施設（エンゼルキッズさいたま西）、保育所併設型の子育て支援センターが2施設（おうぎの森、あおぞら西）、学校が開校している平日に放課後児童クラブを活用した「のびのびルーム」が3施設（佐知川、宮前、栄）ございますので、ご利用ください。 また、施設の利用が図られるよう、ホームページ等で広報してまいります。 【回答作成課：西区役所健康福祉部支援課】</p>
16	<p>宮前インターチェンジ西の交差点から東にある西大宮バイパスと川越線の間の雑木林にテントや自転車がある。ホームレスが住んでいると思われるが、安心安全面から不安があるので、確認してほしい。</p>	<p>確認させていただきます。 【回答作成課：西区役所健康福祉部福祉課】</p> <p>平成26年7月7日（月）に、宮前インターチェンジ西の雑木林の中を確認しましたが、ホームレスの存在及び痕跡は見当たりませんでした。ただし、宮前インターチェンジの道路下には、3名のホームレスが10年程前から生活しており、ブルーシートやテントを住み家としています。このことは、本市のホームレス相談員も把握しており、定期的に訪問しています。 【回答作成課：西区役所健康福祉部福祉課】</p>
17	<p>昨年度、白カシとエノキの剪定を行っていただきましたが、ケヤキ3本（陰に隠れてもう1本有）が残っているため、ケヤキの剪定もお願いします。</p>	<p>ご要望の出ているケヤキ3本については、都市局北部都市・公園管理事務所管理課で対応を検討いたします。なお、樹木管理は幹折れや腐朽など危険性のある樹木に対する緊急対応を優先するため、予算執行状況をみながら、後日、自治会長様と協議させていただきたいと存じます。 【回答作成課：都市局北部都市・公園管理事務所管理課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>三条町地内南東に位置する市道40546号線の77番2先から82番先の道路は、通学路になっています。この区間は、道路は舗装されているものの、並行して流れている水路には蓋がされておりません。雑草が生い茂り、昼間の人通りも少ないことから、万一、児童が水路に落ちれば、大参事になることが危惧されます。そのため、早期に転落防止のため、用水フェンスの設置を要望します。</p> <p>なお、雑草防止対策として、設置する用水フェンスの下部には、アスファルト舗装等の施行をお願いします。</p> <p>・関連質問 幅員が狭隘なため、関係部署と調整ということに関して、その関係部署をご教示ください。</p>	<p>フェンスの設置につきましては、水路に接しています市道の認定幅員が約3mと狭いことから、水路沿いにフェンスを設置することによる影響等を関係部署と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、雑草防止対策につきましては、草刈作業を実施することで対応させていただきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>なお、西区役所くらし応援室で現地調査したところ、雑草が生い茂り、水路には堆積物が認められました。そのため、草刈りを実施し、水路の浚渫につきましても、業者に発注し、お盆前には作業が終了する見込みです。</p> <p>また、防犯等安全性の向上のために、予算の執行状況を見ながらということになりますが、街路灯の設置を検討してまいります。 【回答作成課：建設局北部建設事務所河川整備課／西区役所くらし応援室】</p> <p>関係部署は、北部建設事務所土木管理課です。 【回答作成課：建設局北部建設事務所河川整備課】</p>
19	<p>平成25年、平成26年、サロン会場が数か所重複しています。自治会館を会場とする等、偏らないように、各地域バランスのとれた設定をお願いします。</p> <p>また、設定にあたっては、民生委員連絡会で提案していただくとともに、西区役所健康福祉部高齢介護課に関わりを持っていただくようお願いいたします。</p>	<p>介護者サロンの目的、趣旨につきましては、ご家族を介護されている方同士の集まりであり、介護者という同じ立場同士で情報交換をしたり、悩みや相談事を話し合う場所でございます。</p> <p>平成24年度までは、西区役所を定例会場にしておりましたが、平成25年6月からは、より地域に根付いたサロンを目指して、地区の施設や自治会館にて開催いたしております。</p> <p>ご指摘の、平成25年～26年にかけての介護者サロンの会場が数か所重複していることにつきましては、西区南部圏域の中では、バス通りで駐車場もあり、比較的わかり易い立地である馬宮コミュニティセンターを南部圏域の中核として位置づけ、12回のうち6回開催予定としているためでございます。</p> <p>また、植水地区の2つの会場でございますが、当該自治会は集合住宅を抱えており、そのうえ高齢化率も高い地域であり、自治会長や民生委員からのご要望もあり、会場を設定しております。</p> <p>なお、会場につきましては、地域包括支援センターが設定しておりますが、自治会長から民生委員に相談するよう指示があるため、意見を聞いております。</p> <p>今後につきましては、地域の高齢者の状況を的確に把握するとともに、介護者の利便性を考えて、地域包括支援センターと協議し、バランスのとれた会場で、介護者サロンを開催していきたいと考えております。 【回答作成課：西区役所健康福祉部高齢介護課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	<p>市から2年に一度、「災害時要援護者名簿」が自治会長及び民生委員に配布されますが、登録されているのは要援護者のうち4分の1程度にすぎません。特に、障害者については、データがほとんどありませんし、幼児や妊産婦もいません。自治会だけで把握するには限界があります。そのため、個人情報の取り扱いの問題はありますが、行政から情報提供していただくようお願いいたします。</p> <p>また、本市では、平成25年5月に、「個別避難支援プラン策定マニュアル」を作成しておりますが、その後どのような検討を行っているのか伺います。</p>	<p>災害時要援護者名簿につきましては、名簿提供に同意を得られた災害時要援護者を名簿として作成しております。高齢者名簿については3年に1度、障害者名簿については1年に1度、更新を行い、自主防災組織の会長（未結成の場合は自治会長）及び民生委員に提供しております。</p> <p>名簿の取り扱いにつきましては、多くの個人情報が含まれるため、適切に管理を行っていただき、名簿の利用は、災害時要援護者支援の目的のみに使用していただくようお願いいたします。なお、地域ごとで支援体制が異なることから、会長以外に支援者を定めて、名簿を活用する場合は、名簿保有者一覧報告書を提出の上、名簿の複写を認めております。</p> <p>各地域におかれましては、災害時要援護者名簿を活用することで、災害時要援護者と日ごろからコミュニケーションを図っていただき、災害時には、共助の範囲内で、災害時要援護者の安否確認、避難誘導や救助活動などを行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、障害者の把握についてですが、障害者の中には、名簿への登録を躊躇する方もいるとは思いますが、昨年の災害対策基本法の改正に伴い、新たに名簿の登録基準を見直し、さいたま市地域防災計画に定めた上で、作成・活用してまいります。</p> <p>さらに、個別避難支援プラン策定マニュアルにつきましては、昨年、自治会・自主防災組織・民生委員に配布し、周知させていただきました。今後、新たな名簿の活用とともに、プラン策定につきまして、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【回答作成課：総務局危機管理部防災課／西区役所健康福祉部高齢介護課／西区役所健康福祉部支援課】</p>
21	<p>当地区の鴻巣線に沿って事業所が数か所あります。沿線にゴミ収集所が数か所設置されておりますが、指定日以外に事業所（商店を含む）と思われるゴミが出されております。</p> <p>自治会に加入していない事業者も多く、自治会が注意しても効果がありません。「事業者のゴミ出しを目撃したら通報してください」ということではなく、市は、事業者に対して、どのような指導を行っているのか具体的にお伺いします。</p>	<p>事業ごみ処理における指導につきましては、取組みとしては、まず、収集作業中に事業ごみと認められた場合や、環境センター搬入時に収集車に対する搬入物検査を実施した際に、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の混入が認められた場合は、排出者を特定し現地に赴く等して処理方法の指導を行っています。</p> <p>また、毎年、新規で本市に事業所を設置した者に対して、事業ごみの処理に関するパンフレットを送付し、処理方法を周知しています。</p> <p>事業者に対する具体的な指導としては、市内の事業所を巡回し、事業ごみの処理状況（本市環境センターへの自己搬入や一般廃棄物収集運搬許可業者への委託収集）を確認し、不適正排出している業者に対し、本市の事業ごみの適正処理方法を指導、改善後の処理方法を報告させるほか、ごみの収集中や本市環境センターでの搬入物検査で事業ごみの混入が発覚した場合、排出者を特定し、個別でその事業者を指導します。</p> <p>貴自治会からのご要望につきましては、今後の廃棄物行政における参考とさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、事業者が家庭ごみ収集所に事業ごみを出しているところを目撃した場合は、無闇に接触せず、環境局資源循環推進部廃棄物対策課にご連絡いただきたいと思います。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>市立の小中学校の夏季休業期間を一致させてほしい。地域、家庭ともに困っているため、中学校側の事情に合わせてほしい。</p>	<p>教育委員会では、学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を図るため、市立小・中学校の年間授業日数を205日以上確保することとしております。そのために、長期休業日を短縮したり、土曜日に授業を実施したりしております。</p> <p>夏季休業日につきましては、中学校体育大会の開催期間等を踏まえ、平成24年度から小・中学校で期間をずらして設定しており、そのずれた期間を利用して、教員がお互いの学校を訪問し、研修を行っている事例もあります。</p> <p>現在、教育委員会及び小・中学校の校長会におきまして、夏季休業日のずれを含めた長期休業中のあり方等について、検討を行っているところでございますが、翌年の長期休業日の日程につきましては、市報等でお知らせしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【回答作成課：教育委員会事務局学校教育部指導1課】</p>
23	<p>市本庁、区役所が実施している行事への住民動員方法(ボランティア募集)について、公募方式にするなど、募集方法を見直してほしい。また、ボランティアに対し、飲食を提供する等、待遇改善をお願いしたい。</p>	<p>今回、ご要望のありました行事への住民動員方法の見直しと参加者に対する待遇改善についてでございますが、西区内で実施しております、ふれあいまつりや西来るフェスタなどのイベントにつきましては、地域の方々に企画の段階から事業に参加していただき、市民と行政の協働によるまちづくりを実現するため、主催者側の立場からご協力をいただいております。</p> <p>なお、ボランティアの方に対して、飲食に要する経費を公費から支給することはできませんが、協賛企業を多く集め、協賛品を提供できるよう努めてまいります。</p> <p>また、今後、西来るフェスタが全市的な大きなイベントとして成長した場合は、ボランティアの公募につきまして検討してまいります。</p> <p>【回答作成課：西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
24	<p>シニアパスについて、本市でも導入するよう検討してみてはどうか。</p>	<p>本市におきましては、市内を運行する鉄道・バス事業者がそれぞれ複数あり、仕組みづくりや費用負担など、実施には調整・解決すべき課題が多くあります。</p> <p>今後の施策立案の参考とさせていただきます。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
25	<p>昨年度の対話集会で、主要幹線道路への地番表示の設置について要望をいたしました。西区役所から、佐知川上地区に数十か所掲示した場合、費用等の問題により実施はできない旨の回答がありました。</p> <p>この回答を踏まえ、植水地区11自治会の幹線道路(信号のあるところを主体に)に各地区3、4か所ずつ計30～40か所の掲示ができないか検討をお願いします。</p> <p>市の中心街ではかなりの地番表示があり、様々な情報交換や安心ネットワークに貢献できると考えています。</p>	<p>あらためて所管課である市民・スポーツ文化局区政推進室に確認したところ、植水地区につきましては、住居表示板の設置基準としている、住居表示実施地区、または、区画整理等の完了により町名と地番が整理され「親地番＝街区番号」となっている地区にないことから、街区表示板の設置予定はありません、とのことでした。</p> <p>また、街中で見られる広告付きの地番表示の案内板は、民間の電柱広告で、広告の依頼に基づき設置されていることから、自治会のご希望に合う場所に設置することは困難と考えております。</p> <p>【回答作成課：西区役所区民生活部区民課】</p>

平成26年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>資源ゴミの回収の際、頻繁に事業者がゴミを持ち去っていきます。 また、不法投棄をしていく事業者も見受けられます。 このような事業者に対して、市はどのような対策を講じているのか伺います。</p>	<p>ゴミの持ち去りについては、所管課である環境局資源循環推進部廃棄物対策課から、警察と連携を図りながら対応していると聞いております。 西区役所くらし応援室からも所管課へ伝えてまいります。 また、不法投棄に関しては、西区役所くらし応援室からも情報提供しておきますので、環境局資源循環推進部西清掃事務所にお問い合わせをお願いいたします。 【回答作成課：西区役所くらし応援室】</p>
27	<p>加茂川団地1号棟の角の水路について、約10mフェンスがないところがあります。過去に児童が水路に転落したという事故も発生しているため、対応をお願いします。 また、その先の草刈りについて、毎年市本庁に依頼していますが、こちらから言わないと実施してもらえません。定期的に実施していただくようお願いいたします。</p>	<p>ご要望のありました箇所につきましては、経済局経済部農業環境整備課にてフェンスを設置いたします。 農業用の水路につきましては、その成り立ちから、近隣農業者により草刈りや浚渫といった日常管理がされてきたものであり、経済局経済部農業環境整備課により、本市内すべての水路を定期的に見回り管理することが困難であることから、市民の皆様からの連絡により現地を確認し対応しているところであり、これまで同様、現場の状況によりご連絡いただければ、草刈り等について対応してまいりたいと考えております。 しかしながら、市街化調整区域においても市街化が進み、水路の維持管理作業を担うには、農地の減少による担い手不足だけでなく、農業者の高齢化もあり、負担が大きく、管理できていない水路が増えてきている現状がありますので、今回、要望いただいた箇所につきましては、防草シートを敷設する等、雑草が生えづらくすることで対応したいと考えております。 以上、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。 【回答作成課：経済局経済部農業環境整備課】</p>